

議会ポスト 意見等への回答

作成日：令和4年3月22日

作成者：上越市議会議長

寄せられた意見等

3月10日の文教経済委員会の請願2(上越市の子どもたちの～)について

タイトルの請願の様子を拝見いたしました。

結果は継続審査を申し入れるとのことでしたが、議員の多数が、請願事項には賛成できるが、要旨に書いてあることの一部賛同しかねる(議員自身の考えと違う)ので賛成はできない(反対、すぐには決められない、賛同しかねるが賛成)、と意見表明をされています。

そこで質問ですが、請願の採決はあくまで請願事項に対しての採決ではないのですか？

請願要旨や説明もすべて含めて賛同できないと賛成できないというならば、今までの請願でもすべてそうだったのでしょうか。

今回の請願では、要旨や説明には請願者の思想的なものも含まれているようなので、そこにフォーカスし、論点がずれたように感じました。

そして、そのずれた論点に対して意見交換がなされた後の採決での反対表明であり、賛成表明をした議員も継続審査に変更したように感じました。

①採決のルールはどのようになっていますか？(事項に対してのものなのか)

②論点がずれたと感じますか？

③②で感じたとしたならば、ずれた論点にたいして採決がなされたことについてどう思われますか？

回答をお待ちしております。

回 答

この度はご意見を頂き、ありがとうございます。

請願の採択はあくまで請願事項に対しての採択ではないのか、とのご指摘について、上越市議会における取扱いをお答えいたします。

請願は、全体として統一された意思が表明されているものであるため、1 件の請願（今回の例でいえば、請願第 2 号）を一体として捉え、その全体について採択・不採択のいずれかを決定するものであり、請願内容の一部を採択するという運用は実施しておりません。

したがって、議員が、請願事項には賛成であっても請願要旨の一部に賛成できないため請願全体に対して反対するといったことは、この取扱いの範囲内の行為であり、必ずしも論点がずれているわけではありません。

ご理解くださるようお願いいたします。

今後ともご意見、ご要望などをお聞かせいただきたいと思います。と存じます。